

仙台市観光資源有効活用施設立地調整会議設置要綱
(令和8年3月31日都市整備局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市観光資源有効活用施設の立地に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条の規定に基づき設置する観光資源有効活用施設立地調整会議（以下「調整会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要綱第6条第1項に規定する場合の審査
- (2) 実施要綱第6条第2項に規定する観光資源有効活用施設立地計画申請書の受理・不受理の決定
- (3) その他前各号を実施するに当たり必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、会長及び構成員をもって組織する。

- 2 会長は、都市整備局計画部長をもってこれに充てる。
- 3 構成員は、別表第1に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

(会長)

第4条 会長は、調整会議を招集し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会長は、構成員すべてが合意した場合には、書面により事案を決議することができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、都市整備局都市計画課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、それぞれ協議して定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

観光資源有効活用施設立地調整会議 構成員			
まちづくり政策局	政策企画部	政策企画課長	
文化観光局	観光交流部	観光戦略課長	
宮城総合支所	まちづくり推進部	まちづくり推進課長	※事案に関係がある区
秋保総合支所		まちづくり推進課長	※事案に関係がある区
泉区役所	まちづくり推進部	まちづくり推進課長	※事案に関係がある区
都市整備局	計画部	都市計画課長	
その他会長が必要と認める者			